法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

ヘーゲル『法（権利）の哲学』刊行二〇〇年記念シンポジウム ： 人倫構想と現代 ： 偶然と体系 ： 偶然性をめぐるヘーゲル法哲学の体系的崩壊と現代のシンギュラリティ

OYABU, Toshihiro / 大藪, 敏宏

(出版者 / Publisher)
法政哲学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
HOSEI TETSUGAKU : BULLETIN OF HOSEI SOCIETY FOR PHILOSOPHY / 法政哲学
(巻 / Volume)
17
(開始ページ / Start Page)
51
(終了ページ / End Page)
62
(発行年 / Year)
2021-03-30

偶然と体系

――偶然性をめぐるヘーゲル法哲学の体系的崩壊と現代のシンギュラリティ――

大藪敏宏

一、はじめに

――国家主権論に至る包括的偶然性の哲学――

これまでヘーゲル哲学は、偶然的なものの排除を狙いとした（加藤周一監修『世界大百科事典』平凡社一九八八年「偶然」の項）とか、偶然性を否定した（廣松渉他編『岩波哲学・思想事典』岩波書店一九九八年三七七頁）とか、あるいはヘーゲル法哲学序文の云う現実的なものは偶然的なものを取り除いた本質的なもののみを意味するというような解説（岩崎武雄編『世界の名著44　ヘーゲル』中央公論社一九七八年七一頁）が、行われてきた。しかし、その法哲学を詳細に読むとき、社会的事象における偶然性の包括的体系的哲学という点でむしろ空前絶後ともいえるような偶然性の網羅的枚挙性とともに、偶然性が体系的展開の要の役割を果たしているとも言えるほど重要な役割を果たしていることが確認できる。すなわちこれまでの詳細な研究によって、その緒論、第一部抽象法、第二部道徳、第三部人倫の第二章市民社会までは、体系的に一貫して偶然性が法哲学の体系的展開において中心的とも言えるほどに枢要な役割を果たしていたことが確認された[1]。

にも関わらず、第三部人倫の第三章国家に入ると一変し

て法体系における偶然性をめぐる強靭な一貫性が破綻することになる。本稿ではこの国家主権論における体系的一貫性の崩壊を、この偶然と体系という独自の視点と内在的研究によって明らかにする。

二、君主権の最終決定と偶然性の問題

抽象的で観念的な国家主権の実存について、ヘーゲルは次のように記している。――「さしあたりこの観念性という普遍的思想であるにすぎない主権が、次に現実存在するに至るのは、…最後の決定がそのなかにあるような、意志の抽象的な、そのかぎりで無根拠な自己規定としてだけである」（S. 444, 二七九節本文五三〇頁）[2]――。そしてこれが「国家の個体そのものであり、国家はそれ自身、ここにおいてのみ一者である」（ibid.）とされている。ここにかの二七一節の「一個の個体性」における「観念性」の完成がある。[3] しかもこうした「主権を主権たらしめる観念論」は、二七八節注解において示されているように、「特殊性を自分の中で止揚して自分を個別性へと規定する普遍性」（S. 443, 二七八節注解五二九頁）という緒論「七節」（ibid.）においても登場していた総体性の論理学によるものでもある。[4] そしてさらに「主権が現実存在するに至る」以上は、この「絶対的な決定を行うこの全体の契機は、それゆえに個体性一般ではなくて一個の個体、すなわち君主である」（S. 444, 二七九節本文五三一頁）ということにならざるをえない。[5] こうして「意志の最後の無根拠な自己という契機」（S. 451, 二八一節本文五三八頁）は、「恩赦権」（S. 454, 二八二節本文五四一頁）は「君主の主権のみに属する」（S. 454, 二八二節本文五四一頁）と書かれて、「君主の無根拠の決定にだけ属する」（S. 455, 二八二節補遺五四二頁）と講じられたのである。

しかし、この「無根拠の決定」というのは恣意的な偶然的決断とどこが違うのだろうか。ここで第二部道徳における、「主観性がこの対立のうえに立ち留まり続けるとき、つまり悪であるとき、それはそれゆえに対自的に、または自分だけで存在し、個別的なものとして自分を保ち、それ自身こうした恣意である」（S. 262, 一三九節注解三四六頁）という恣意的な決断に対する「道徳」の決断主義批判を想起すべきである。[6] これが「悪の必然性」が道徳において成立する構造であった。[7] しかし、それは第二部「道徳」における議論であって、第三部「人倫」の「国家」論においては圏域が違うということは言えても、用いられる論理まで別の論理であっていいということになれば、そこには論理的一貫性は欠落していることになる。君主論に至る前まで

は、さまざまな圏域の違いを超えて、社会的領域における偶然性をめぐるヘーゲルの視点と論理とには強靱な一貫性を確認してくることができた。しかしだからこそ、この研究蓄積が根拠となって、この君主制論に至って法哲学体系内における論理的な不整合ないしは君主制の別格化が看取される。

確かに補遺の講義録ノートにおいてなら「君主は恣意的に行動してよいとここで言われるべきではない。むしろ君主は審議の具体的内容に縛られており、憲法が確固としているときは、君主はしばしば署名するほかにない。しかしこの署名の名前が重要なのであり、それは超えられない頂点である」（S. 449, 二七九節補遺五三六頁）と補足されている。しかし憲法が確固としていれば、という前提条件だけでは、君主の偶然的意志にもとづく行為への歯止めとしては、あまりに脆弱ではないか[8]。信仰の純粋性を根拠とすることの偶然性に関わるフリースやシュライエルマッハーへのヘーゲルの批判が秋霜烈日であったことを想起するとき、憲法の確固さによる制約だけというのは、あまりに楽観的に思われる。しかしそれでも、君主権の第一契機である「自己規定としての最終決定」（S. 441, 二七五節本文五二七頁）の権力という契機、君主権の第二契機である「最高審議職」（S. 455, 二八三節本文五四二頁）に対して、君主権の第三契機である「憲法の全体と法律」（S. 456, 二八五節本文五四三頁）[9]が結びつくことによって、ヘーゲルの国内体制の一翼を担うのは立憲君主制に限定されることになる。

しかもその君主の決定を仰ぐ「最高審議職」への選任と解任は「君主の制限のない恣意に属する」（S. 455, 二八三節本文五四二頁）だけでなく、「君主固有の尊厳性は、統治行為に対するすべての責任を超越したところに高められている」（S. 455, 二八四節本文五四二頁）とまで書かれている。つまり君主は恣意つまり偶然的意志によって最高審議職を選任解任できながら、その最高審議職が君主の決定を仰いで行った統治行為に関しては、君主は一切の責任を問われないと書かれているのである。偶然性に注目した本研究の「家族における偶然性の問題」において既に見たように、ヘーゲルは一四〇節注解においては、「自己意識の主観的な権利、すなわち自己意識は行為が即自且つ対自的に善または悪であるかどうかという規定のもとで行為を知っているという主観的な権利は、この規定の客観性の絶対的権利と衝突すると考えられてはならない。だから、この両者は切り離されうるほど相互に分離可能な没交渉で偶然的なのだと表象されてはならない」（S. 267, 一四〇節注解三五〇頁）と書いていた。つまり主観的な決定の権利に

よって、「客観性の絶対的な権利」つまり客観的な結果の正しい法権利つまり責任はどうでもよいという思考が、むしろ恣意的なテロリズムを生み出すことを、そこで徹底的に批判していた。これとまったく同一の論理によって、実は『精神現象学』の「自己意識」章では、異教徒のテロリズムに対する「十字軍」の純粋意識を批判していた。あるいはヘラクレスのような徳の英雄に仮託するような英雄主義的な決断主義への飛躍を回避するために「人倫性」というヘーゲル独自の概念を発明したということも、前に考察したところである。[10] そしてヘーゲルの行為論が実は道徳行為論であり、行為自身の目的表象とは関係のない外面的な偶然的事情に巻き込まれるという客観的事態を明瞭に考察の中に含めて、行為するとは「必然性から偶然性への逆転(das Umschlagen)」(S. 218, 一一八節注解三二〇頁)という〔運命の〕「法則に身を任して犠牲になることである」(ibid.)とも注解するほど、行為の結果の偶然性に対して詳細かつ慎重に考察していた。つまり、この「洞察の権利」につきまとう「主観にとっての偶然性」をめぐる詳細な哲学的考察が、やがて「良心」につきまとう偶然性の問題、さらにはその必然的帰結としてもたらされる決断主義につきまとう偶然性の問題への批判的な分析を生み出すことになった。そしてそれがさらに最終的には「善と良心」につきまとう主観的偶然性の問題への包括的な批判哲学である一四〇節の異常に長大な注解と原注とを生み出し、この道徳の偶然性への包括的な哲学的考察の帰結として一四一節「道徳から人倫への移行」が遂行されるのである。この意味において、この偶然性の問題こそが第二部「道徳」の中心テーマであっただけでなく、「道徳から人倫への移行」を引き起こす弁証法的展開の牽引役を果たしたと言っても必ずしも過言ではないのであった。[11]

このように偶然性をめぐるヘーゲルの法哲学を詳細に辿ってきた本研究の視点とその成果から、ヘーゲルの君主論を読むと、一個の個体性によって主権を演繹して、封建君主制とも国家の崩壊や恐怖に至ったフランス革命とも異なる国家論を展開するためとはいえ、[12] 君主の恣意の偶然性に関しては特に結果の客観性に対する無責任という主張があまりに第二部までの偶然性の社会哲学とは異なりすぎており、[13] これまでの偶然性に関する一貫した社会哲学的考察からの逸脱が君主制論には見られる。[14] まさに「君主」を「地上における神のようなもののように崇拝しなければならない」(S. 434, 二七二節補遺五一九頁)とでもいうかのごとき、神格化とまでは言わないにしても、これまでのヘーゲル法哲学における偶然性の社会哲学的考察の一貫性からして君主制の別格化がなされているとも言える。近代

国家の原理による権利と義務の同一（的相互補完）性という観点からも逸脱が見られる。こうした君主制論こそが、プロイセン国家を神格化しているのではないか、というヘーゲルへの嫌疑を助長したであろうことは想像に難くない。そしてこの嫌疑は、『法哲学綱要』を一貫して主導してきたはずの「自己意識の主観的な権利、すなわち自己意識は行為が即自且つ対自的に善または悪であるかどうかという規定のもとで行為を知っているという主観的な権利」（S. 267, 一四〇節注解三五〇頁）が、君主権における「自己規定としての最終決定」においては失念されているのではないかという嫌疑と結びつく。[15]

三、王位の自然的世襲制の偶然性

ここで二七七節における国家の職務と人格との結びつきの「偶然性」の指摘は、また別の面でのヘーゲルの君主制論の矛盾をも、生み出しているようである。本稿前節「君主権の最終決定と偶然性の問題」においては結びつきないし決定の偶然性から君主主権の無謬性にも似た君主主権の別格化の論理的不整合性が指摘された。ところが他方で君主権は政治的国家のひとつの区別項でありながら、君主の「位」と「この個人」との結びつきには「自然性という規定」（S. 450, 二八〇節本文五三六頁）が含まれているという。つまり王位の世襲制の問題である。ここでこの「純粋な自己規定の概念から、存在の直接性への移行、そしてそれとともに自然性へのこの移行は、純粋に思弁的な本性のものであり、それゆえその認識は論理的哲学に属する」（S. 450, 二八〇節注解五三六頁）と、またもや法哲学の「論理学的精神」を持ち出す。ここで「意志の純粋な自己規定の一個のこのものと自然的現存在への無媒介の転化」という直接転化逆転（das unmittelbare Umschlagen）の論理は、その論理のプロトタイプのようなものを「大論理学」に求めることも不可能ではないとはいえ、それでもかなりの無理がある。無理があるかどうかは、要するに大論理学に同じ論理があるかどうかということよりも、その論理をここで持ち出すことによって君主制論が、この法哲学の他の議論と齟齬をきたすようになるかどうか、ということによって内在的に検討されるべきである。ここで「神の現存在の存在論的証明」は「真理の認識」をめぐる悟性批判を展開しているが、ここでヘーゲルが「思弁」を持ち出していることが、その後の「思弁」の評判の急落の最大の原因ではないか、と思われるほどの無理が生じている。その悟性批判の内容は以下のように展開されている。悟性は「国家における最終決定の契機が即自かつ対自的に（すな

わち理性概念において）直接的自然性と結びついていることを否認する。ここからまず、この結合の偶然性が結論され、そしてさきの両契機の絶対的相違こそ理性的なものとして主張されることによって、さらにそうした結合の非理性性が導かれて、こうして国家の理念を混乱させる他の諸帰結が結びつけられる」（S. 450f. 二八〇節注解五三七頁以降）。この程度の論理だけでヘーゲルは、王位の自然的世襲制がもつ偶然性を否定しているが、本研究がこれまで詳細に研究してきたヘーゲル法哲学における偶然性の包括的な考察のさまざまな業績と達成に比べて、王位の自然的世襲制についてはあまりに安易に偶然性を否定排除していると思われる。これまでのヘーゲルの法哲学の偶然性の取り扱いが繊細かつ包括的であり、その点においてカント人倫学との大きな相違が見られてきたのに対して、この君主制における偶然性の問題の考察は、行為やその他の偶然性や衝突の問題に対するカント人倫学と同程度の素っ気なさを呈している。それは理性概念は理性概念であるがゆえに悟性概念ではないという、ほぼ自同律は自同律であるがゆえに矛盾律ではないというかのような単純な自同律であり、何も説明されていないに等しく、君主権力と自然性との結びつきの偶然が、他の箇所と違って悟性内在的に（時に悪へと）弁証法的に転倒していく過程を追思惟する様子もない。これは偶然性に関するここまでの包括的体系的追思考の哲学と大きく異なる思考停止とも言えるような哲学的な特異点である。これは、ここまで「緒論」「抽象法」「道徳」「家族」「市民社会」におけるあらゆる種類の偶然性の問題へのヘーゲルの取り扱いを詳細かつ内在的に辿ってきたからこそ浮き彫りとなるヘーゲル法哲学の非一貫性である。「国家がどうなるかは、君主のために偶然性に依存することになる」という主張に対しては、君主はただ「そう」と言って、「残りの点を打てば足りる」（S. 451. 二八〇節補遺五三八頁）と補足しているのは有名な講義録の補足箇所でもある。[16] しかし、「激情」に依拠するフリースらの恣意の偶然性に対する歯止めとして「自然性」をもってくるかのような文脈は、まるでM・フリードマンの貨幣理論のような自然主義である。こうした自然主義に対しては、同じ補遺でも、ヘーゲルは次のようにも講じていたという講義録がある。つまり「精神が自然の上に立つのに応じて、それだけ国家は物理的生命の上に立つ。だからわれわれは国家を地上における神のようなもののように崇拝しなければならない」（S. 434. 二七二節補遺五一九頁）。「自然においては個物が相互併存する。これに反して精神においては、すべて異なったものはただ観念的なもの（Ideelles）として存在し、ひとつの統一として存在する」（S. 441.

二七五節補遺五二七頁）。これらの補遺同士の比較によっても、君主の世襲における自然性への依拠というのは、他の補遺における自然への言及と矛盾している。だからその補遺の中で登場している「だからわれわれは国家を地上における神のようなもののように崇拝しなければならない」（S. 434, 二七二節補遺五一九頁）という講義録も含めて、その信憑性について慎重に考える必要があると考えられる。もしもヘーゲルが君主に客観的性質を要求するのは間違っていると考えているとすれば（S. 451, 二八〇節補遺五三八頁）、ヘーゲルが道徳に対しても、その道徳行為の客観性に注目して、行為の意図からずれた行為の客観的偶然性を徹底的に追及するところから「善の悪への逆転の弁証法」を追求していたことを想起すれば、道徳や善や良心に対しても徹底的に追及していた客観性への責任を君主にだけはヘーゲルは求めていないということになり、やはりこれまでのヘーゲルの法哲学における偶然性への包括的考察に比して、客観性と偶然性に関して君主を別格化しているのであり、君主制論における非一貫性が伺える。[17] 二八〇節注解における無から現存在への逆転の論理学的飛躍（君主権）と一一八節注解の逆転や一三九節注解や一四〇節本文の「折れ返り」（道徳）との間の違いには、論理学における存在論と本質論の違いという専門的分析で尽くすことのできない追思考をめぐる未解明の哲学的問題とともに、法哲学における体系性の亀裂が垣間見えていることが明らかになった。

四、おわりに
――法哲学における偶然性の体系的一貫性の破綻

また、二八一節における君主の自然的世襲制についての「自然に委ねられた規定としての現実存在」から、王位継承が自然的に決まっているのだから「つまり恣意によって動かされないものというこの理念が、君主の尊厳性（die Majestät des Monarchen）をなす」（S. 451f. 二八一節本文五三八頁）と書かれているが、反面で二八三節においては「最高審議職」への人事に関しては「君主の制限されない恣意に属する」（S. 455, 二八三節本文五四二頁）とも書いているのだから、恣意によって不動でありながら恣意によって動者であるという、恣意による不動の動者という立場では、まさに君主は地上における不動の動者ということになってしまうであろう。

抽象的には主権には偶然性はないと言ってもいいかもしれない。その論理的完結性をヘーゲルは「観念的推論」の論理学によって論証（しようと）していた。少なくともキ

リスト教的一元論のもとで想定され形成された西洋の主権思想においては、偶然性はないと言っていい。それが観念性における主権の本質をなすからである。しかし、主権が行使される具体的な場面においては、さまざまな偶然性が現象する（それゆえに実際に国論が二分・三分される現象が見られる）。ヘーゲルの法哲学の観念的推論は、社会的領域におけるこのような具体的な現象場面の偶然性を社会哲学から排除せず、具体的な場面で詳細に取り上げて考察することによって、むしろその体系的な展開を可能にしてきた。それが、カント『人倫の形而上学』や他の法哲学と大きく異なるヘーゲル哲学の独自性である。あらゆる領域におけるその社会的偶然性の対象化の包括性は、哲学史上空前のものであるし、絶後と付け加えることも不可能ではないであろう（その是非は反証例を具体的に挙げられるかを考えてみることによって論じられるからである）。

ということから考えられることは、主権のみが社会現象のその包括的圏域から外されたという解釈がありうる。あるいは、主権のみは本質領域に留まることができて、社会的場面には現象しないということなのか。しかしそれならば、本稿二節冒頭で引用した二七九節本文において主権の「現実存在」、つまり偶然性の領域への主権の「現実存在」を語るべきではなかったのである。だから、それこそキリスト教文化を背景とする独自の総体性の論理学に反する特異点、ヘーゲル哲学の体系性が（重力）崩壊する唯一の特異点（シンギュラリティ）である。

偶然性を哲学から排除せず、むしろ偶然性を軸に展開し偶然性によって体系の崩壊を示唆する特異点を構成する近代哲学の一体系があった。この研究結果から現代において、どのような偶然性の哲学を構想し実践するかは、また別の問題である。

《注》

（1）二〇二〇年度第四〇回法政哲学会大会「ヘーゲル『法（権利）の哲学』刊行二〇〇年記念シンポジウム　人倫構想と現代」の一一月二一日（土）の拙報告においては、このヘーゲル法哲学体系における偶然性の重要性について、①大藪敏宏「ヘーゲルの社会哲学における偶然性の問題」（二〇〇〇年平成一二年三月、「富山国際大学紀要」第一〇号、p.13-p.20. 富山国際大学）から、⑱大藪敏宏「国家権力の分立と国家主権の偶然性――カント的「実践理性の推論」とヘーゲル的「国民に相応しい政府」――」（二〇二〇年令和二年三月、「子ども育成学部紀要」第一一巻第二号、p.1-p.14. 富山国際大学）に至る拙稿一八本の「偶然と体系――ヘーゲル法哲学研究――発表関連論文リスト」を資料添付したが、本稿においては紙幅の制約により割愛した。

（2）ヘーゲル全集からの引用や参照箇所の提示は、本文中の

括弧内に略号をもって示す。略号の後の数字は、引用または参照箇所の巻数と頁数を表す。また、〔 〕は引用者による補いであり、特記しない限り引用箇所の傍点は引用者による。

W = G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden*. Theorie-Werkausgabe. Suhrkamp (Frankfurt a. M), 1971.

GW = G. W. F. Hegel, *Hegel Gesammelte Werke*. Felix Meiner (Hamburg), 1968-.

なお、ヘーゲル『法哲学綱要』からの引用については、本文中の括弧内にW7の頁数のあと、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』（中央公論社、世界の名著44、一九七八年）の頁数を記した。なお本稿における邦訳においては邦訳書を参考にしたが、原文対照の上で必要に応じて訳し直した。

（3） この体系的「観念性」を完成する「一個の個体性」に、体系において密度無限大となる数学的物理学的特異点（singularity）を認めることができる。この観念性の論理学については、拙稿「国家権力の分立と国家主権の偶然性――カント的「実践理性の推論」とヘーゲル的「国民に相応しい政府」――」「子ども育成学部紀要」第一一巻第二号、二〇二〇年、p. 1-p. 14. 参照。

（4） 拙稿「自己意識の個別性と偶然性――ヘーゲル法哲学における意志の自由と個別的自己意識――」、「国際教養学部紀要」富山国際大学第一号、二〇〇五、p. 149-p. 156、同「法・道徳・人倫の原理と偶然的決定――個別的自己意識を通じた内容の獲得――」、「国際教養学部紀要」富山国際大学第二号、二〇〇六、p. 39-p. 50.

（5） 「もちろん〈国家〉は合理的全体であるが、それがすべての個別の内容の現実的な止揚―媒介として確立されるには、専制君主の偶然的個体性の中にみずからを具現化しなければならない。この二重化運動が『決定的反省』を定義するものであり、あらゆる肯定性の止揚の運動そのものを具現化し、それにポジティヴな形を与える要素であり、これをヘーゲルは『反省的決定』と呼ぶ」（S・ジジェク『イデオロギーの崇高な対象』鈴木晶訳、河出書房新社、二〇〇〇年、三二一頁）。

（6） 「ところで、恣意性は不法として観念される。それは（法）秩序を撹乱するからである。たとえば、暴君の行為が不法と観念されるのは、それが恣意的だからである」（福井康太『法理論のルーマン』勁草書房、二〇〇二年、一六七頁）。しかしヘーゲルの法哲学には革命の恣意的暴力性に対する厳しい批判は豊富であっても、暴君の恣意的暴力性と不法性に対する批判は全くないが、これは偶然性に関する包括的社会哲学の包括性の失われた環であるが、この欠落を埋めることは〈主権の循環的自己言及性〉に途を開くことになったであろう。問題は主権の自己言及性ないしはパラドックスに対してどのような理論枠組みを形成できるかということであり、これがヘンリッヒの言う代替肢の試金石となる。主権パラドックスの脱パラドックス化のためにヘーゲルが要した理論装置が緒論二八節の「理念の体系の総体性」の論理であり、「I　国内体制」の冒頭の二七二節において「総体性」の論理であり、「総体性の三契機」（S. 441, 二七五節本文五二六頁）であり、つまりはヘーゲルの思弁的論理学の思弁的契機である。

（7） このことは既に別稿で考察したとおりである。拙稿「道

徳における善と良心の偶然性――ヘーゲルの道徳論における偶然性の偶像化問題――」二〇一一年平成二三年三月「子ども育成学部紀要」第二号、p. 37-p. 48. 富山国際大学、四六頁。

（8）ゆえに立憲大統領制下や立憲君主制下においても、つまり二〇〇三年のイラク戦争の開始において米合衆国憲法や日本国憲法や実定的国際法が前提条件として十分に機能したかどうか、異論が渦巻いた。

（9）ここで名著訳も岩波全集の佐藤訳も二八五節では「国内体制の全体と法律」と訳しているが、君主権の「総体性をなす三契機」の一つとしての「君主権の第三契機」に最初に言及した二七五節では名著は「憲法および法律」と訳し岩波佐藤訳は「国内体制〔憲法〕と法律」と訳しているのとの一貫性が失われているだけでなく、よりヘーゲルの国家論の叙述の一貫性がわかりにくくなっている。それだけでなくヘーゲルの君主制論が「封建君主制（Feudalmonarchie）」（S. 442. 二七八節注解五二九頁）でもなければ「専制政治（Despotismus）」（S. 443. 二七八節注解五二九頁）ないしは専制君主制でもなく「立憲君主制（konstitutionelle Monarchie）」（S. 435. 二七三節本文五二〇頁）でなければならない理由が曖昧になってしまう危険性がある。その理由は端的に次の箇所に明示されているのである。封建君主制が対内的に主権を欠くのに対して「専制政治（Despotismus）とは一般に法律のない状態のことを言うのであって、この状態においては、君主の意志であるにせよ人民の意志であるにせよ（衆愚政治Ochlokratie）、特殊意志としての特殊意志が、法律として、あるいはむしろ法律のかわりとなって通用する。これに反して、まさに法律的立憲的な状態においては、主権が、特殊的なもろもろの圏と職務との観念性の契機をなす」（S. 443. 二七八節注解五二九頁以降）。

（10）拙稿「愛の偶然性と人倫の哲学――ヘーゲル法哲学の家族における偶然性の問題――」、二〇一三年平成二五年三月、「子ども育成学部紀要」第四号、p. 33-p. 44. 富山国際大学、三四頁以降。

（11）そしてこれがカントの道徳哲学を継承する上での、決断主義に至ったウェーバーと、人倫論を展開したヘーゲルとの間の決定的な違いでもあったはずである。拙稿「道徳と偶然――ヘーゲルの道徳的行為論と福祉の論理学ならびに社会学的行為論――」、二〇一〇年一月平成二二年、「言語と文化」第七号、pp. 145-168. 法政大学言語・文化センター、一五五頁。

（12）C・テイラーはヘーゲルの一八一七年の政治論文を挙げながら、ウィッテンベルク公国の政治状況のケーススタディから貴族身分の後進性を確認しつつ、「破壊的な革命を回避しつつ改革を遂行する主な道具は、君主制でなければならない」（C. Taylor, *Hegel*. Cambridge University Press, 1975 → 1996, p. 443.）という状況論によって、ヘーゲルの君主政論の決断主義擁護を説明している。しかし、こうした状況論的解釈は、『法哲学綱要』が君主の主権を論じるに当たって「総体性の三契機」という論理学的装置を必要としたということに関する論理学的理解を見落としていることになる。テイラーのヘーゲル研究が論理学の領域への取り組みを回避していないだけに、また三段論法的

推論における媒辞の役割によって「身分」の政治的意義を論証した（ibid. 445.）ように法哲学研究においても論理学的側面を無視したわけではないだけに、こうした状況論的解決だけでは惜しまれる。本研究は、こうした法哲学研究の間隙を埋めようとする点において、テイラーの研究と異なる。

（13）この問題は、立憲君主制下における君主無答責の原則の問題とは、別問題である。むしろヘーゲルの言う「近代的主観性の権利」と君主権（力）との関係性の問題であり、二九五節での「水車製粉屋アルノルト事件」に対するヘーゲル哲学の肯定的評価の体系的一貫性の問題である。

（14）「彼の主権理論は、あと知恵の利点なしにすら、反対にさらされる」（Z・A・ペルチンスキー「ヘーゲルの政治哲学」、Z・A・ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、一九八九年、所収、四八〇頁）というペルチンスキーの指摘と本研究の帰結とは外形的には収斂しているということができるが、帰結は収斂していても、特に本研究の場合には「偶然性」問題に関する内在的なアプローチをとっているという点において、その論証プロセスは全く異なる。本研究は、ナショナリズム的であるかどうか、リベラルな政治学説であるかどうかという外在的な既成基準の視点からなされる政治的な評価において独自性を主張しようとするものではなく、「偶然性」パラダイムがもたらす社会哲学への貢献の包括的な評価をともなう社会哲学の研究主題もしくは研究領域の創造的展開に関する新たなパラダイムの新たな提案をめざしている。

（15）この問題について、現代の社会システム論は、次のように考えている。「決定の根拠について熟考することやリスク性についての量的な計算することは、信頼を得ることほどは重要なものではないのである」（N. Luhmann, *Soziologie des Risikos*, Walter de Gruyter, 1991, S. 158.）

（16）これに対していわゆるヘンリッヒ版の1819/20年の講義録ノートにおける君主の署名の重要性はこのホトーの筆記録ノートよりもさらに格下げされて、「その名前は、…個別的なものを個別的なものとして取りあげるに至った表象の記号です。裁判官は、完全に独立しているにもかかわらず、君主の名前で判決を下すのです」（S. 250f.）と記録されている。これについてヘンリッヒは、「ヘーゲルの講義におけるこれらのすべての側面と力点は、ヘーゲルの政治思想の『自由主義的』内容を明らかにしたい人々にとって好都合にちがいないが、しかしそれは、復古の副官としてのヘーゲルというテーゼにとっての証拠を生み出すような推論や力点をも同様に許す原理から、可能にされるのである」（ヘンリッヒ「編者序論」『ヘーゲル法哲学講義録1819/20』法律文化社二〇〇二年二七三頁以降）と記している。この問題のより原理的な根源（アルケー）について、ヘンリッヒはさらに次のように補足していることが重要である。「国家についてのこの思想は、ヘーゲルにとって、形而上学的概念から直接生じるのであって、それ自身が政治的性質をもつ指向や選択から生じるものではない。独自性の認識や力の受容においてヘーゲルの形而上学的原理に対抗する思想によってのみ、ヘーゲルがそれ自身は決してあいまいでない根拠から到達してしまった、〈結論におけ

る二義性）をなくすことができるのである」（ヘンリッヒ「編者序論」ibid. 二七四頁）。したがって、ヘーゲルを自由主義者として擁護するために講義録に自由主義の痕跡を探索しようとする人々も、あるいは逆に『綱要』の特に序文や君主論あたりのテキストの表面的理解だけをもとにヘーゲルを復古主義者として非難する人々も、どちらも進歩主義的な価値観を共有していて、この進歩主義的価値観をヘーゲルのテキストに外在的に適用しているのであるが、これらの人々は政治問題を優先させてアルケーの問題に目を向けていないという点において、哲学に対する政治の優位を唱えるR・ローティと同様の立場に立つ人々である。おそらくはヘーゲル自身は、政治や法学に対する哲学の優位を主張したかったのではないかと思われるという点において、これらの人々とはかなり遠いところにいると思われる。ヘンリッヒの批判は、いわゆる「イルティング・テーゼ」への批判に直結している。この問題に対して、イルティングが「そこではかれは自分の理論を叙述するばあいの『弁証法的』な秩序に対して理解しがたい別扱いをあえてやっているのである。かれの説明の計画を実行にうつす際に、かれはあべこべの順序で展開しているのである。すなわち、かれは弁証法的なジン・テーゼからはじめて、弁証法的なアンチ・テーゼへと進み、そして最後にテーゼを提示しているのである。ヘーゲルの体系に独特な弁証法の規則のこの矛盾は、それに匹敵するものを、ヘーゲルの論議において君主権に与えられている優越性のうちに見出す」（K・H・イルティング「ヘーゲル『法の哲学』の構造」、Z・A・ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、前掲同書、二一二頁）と述べるとき、その論理的な指摘は「あべこべの順序」というのは一面的であるとしても概ね精確といってよい。しかしイルティングは、そこでこの論理的な契機が二七八節注解で指示されている「緒論」七節の総体性の三契機の論理学に直結しているということを見落としている。その結果として、「ウィーン会議の後、プロイセン国家の世襲君主制および『扇動的』な言動の鎮圧に関するカールスバートの布告に直面して、ヘーゲルは近代国家についての彼自身の考えを断念し、彼の理論が両立しがたい二つの部分となるがままにまかせた」（同頁）というように「総体性」論理学の問題を政治的情況論へとイルティングが解消するのは、「市民社会」における「偶然性」の問題をイルティングが見失っていることと直結している。

（17）この「君主に客観的性質を要求するのは間違っている」という二八〇節補遺の講義録に反して、あとのところでヘーゲルは客観性から君主の決定を評価する。この矛盾については、本研究は「アルノルト事件と君主主権の偶然性」として別に論じる機会を要する。